主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人湯本岩夫の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告 理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年一二月九日

最高裁判所第一小法廷

夫	康	上	岸	裁判長裁判官
Ξ	武	田	下	裁判官
_	盛		岸	裁判官
光	重	藤	団	裁判官